

「減価償却応援 平成20年度法改正追加対応版 Ver.10.0概要」

「減価償却応援 Ver.10.0」での対応内容についてご案内します。

1. プログラムについて

データ移行対象バージョン・・・Ver.9.0以降

上記のバージョンからデータ移行が可能です。

■スタンドアロン版/ネットワーク版 Ver.8.1、8.0 をお使いのお客様

今回のバージョンアップ商品がデータ移行（継続使用）をしていただく最後の機会とさせていただきます。今回の改版 CD-ROM に添付されております Ver.9.0 をセットアップし、Ver.9.0 へのデータ変換後、Ver.10.0 をご使用ください。

■Ver.7.1 より前のバージョンをお使いのお客様

現在お使いのデータは移行できませんので、新規に入力してお使いください。

連動可能な法人税システム

法人税顧問 平成 20 年度版（Ver.H20.1 以降）のみ連動可能です。

連動可能な所得税システム

所得税顧問 平成 20 年度版（Ver.H20.1 以降）のみ連動可能です。

概要のバージョンの表記について

「Ver.10.0」のように小数点以下 2 桁目は省略して記載しています。正確なバージョンはシステム起動後の [ヘルプ] - [バージョン情報] で確認できます。

2. システムの対応内容

Ver.10.0 で対応内容は、次のとおりです。

1. 償却資産申告書・種類別明細書の対応（法改正対応）

理論帳簿価額（本年度 1 月 1 日簿価）による決定価格算出の制度の廃止に伴い、償却資産申告書等の出力項目から「帳簿価額」（「1 月 1 日簿価」）欄を削除しました。「評価額」の金額を無条件に出力するように対応しました。

※減価償却システムでは償却資産申告書、および種類別明細書は統一様式に準拠しています。

要望対応 2. 資産コード・物件コードの自動採番機能の新規追加

資産データおよびリース物件データを新規登録時に、資産コードやリース物件コードを自動採番する機能を追加しました。（資産コード等の先頭に、資産登録時に選択した勘定の勘定コードを付加して自動採番することも可能です。）

要望対応 3. （個人）「決算書種別」の新規追加

会社種別が「個人」の場合、資産登録画面で資産ごとに決算書種別（一般用・農業所得用・不動産所得用）が設定できるように対応しました。

減価償却費計算書（個人）で、設定した決算書種別ごとに様式を分けて出力することができます。

（所得税顧問と連動する場合にも、決算書種別ごとの連動ができるようになります。）

「資産一括変更」や「資産検索」の対象に「決算書種別」を追加しました。

要望対応 4. （個人）減価償却費計算書の取得価額の合計出力に対応

小計行・合計行に取得価額の合計額を出力するよう対応しました（出力する・しないの選択可）。

要望対応 5. 資産一覧画面からの当期償却額変更機能の新規追加

資産一覧画面から直接「当期償却額」の変更ができるように対応しました。

要望対応 6. 資産データの出力/取込機能の新規追加

既存の「資産 CSV ファイル取込」機能とは別に、資産データの出力/取込機能を新規追加しました。資産データ取込と出力（CSV 形式）を同じ形式にしました。

- 要望対応** 7. 固定資産台帳（簡易版Ⅱ）の出力項目追加
台帳兼明細書（簡易Ⅱ）で、取得価額に対する営業外費用・製造原価・販管費の合計金額の出力に対応しました。
- 要望対応** 8. 固定資産台帳の「検索条件」による絞り込み機能の追加
固定資産台帳や、チェックリストにおいて、資産一覧・変更画面の資産検索機能と同等の検索条件設定を追加しました。
- 要望対応** 9. 固定資産台帳の資産区分単位の集計に対応
台帳兼明細書（総合・簡易・簡易Ⅱ）で、集計単位の選択候補に「資産区分別」を追加し、資産区分（所有資産・所有権移転リース・所有権移転外リース(売買)）別に集計できるように対応しました。
- 要望対応** 10. 償却予定額一覧表の資産明細出力に対応
償却予定額一覧表を資産明細ごとにも出力できるよう対応しました。
「資産別出力」では、勘定や部門を指定して出力することもできます。
- 要望対応** 11. 償却済繰延資産を翌期データに繰り越さないように対応
翌期更新時に、オプションで償却が完了した繰延資産を翌期に繰り越さないようにしました。
12. 繰延資産の勘定名、減価償却計算用種類の名称変更
繰延資産の勘定名、および減価償却計算用種類の名称を次のように変更しました。
・繰延資産（商法） → 繰延資産（一時）
・繰延資産（税法） → 繰延資産（均等）
13. （ネットワーク版）共通会社基本情報の参照・更新の有無設定対応
会社データごとに、共通会社基本情報変更時の「参照・更新」の有無を設定できるように対応しました。
14. バックアップ・リストアでの変更点
●バックアップ形式の初期値を圧縮バックアップに変更しました。
●バックアップ・リストア画面から新規フォルダが作成できるように対応しました。
15. セットアップでの変更点
●旧バージョンプログラムが既にセットアップされている場合、プログラムのセットアップ先の初期表示を旧バージョンプログラムと同じフォルダを初期表示するようにしました。
●セットアップ時に自動で設定されるスタートメニューの登録を階層化し、アプリケーションを探しやすくしました。
16. 法人税顧問平成20年度版（Ver.H20.1以降）との連動する場合の変更点
法人税顧問との連動用の更新プログラムのセットアップを行わなくても、法人税連動が行えるように対応しました。

電子申告プログラムについて <2008年12月末公開>

平成21年1月申告の固定資産税用電子申告プログラムは、2008年12月末リリースします。固定資産税の電子申告を行う場合には、必ず、今回のVer10.0にバージョンアップが必要です。また、「電子申告ダウンロードパック」商品の購入が必要です。

3.動作環境

使用環境	スタンドアロン	ネットワーク版	
		クライアント	サーバ
OS	Windows®Vista/XP/2000(*1)		Windows®2000Server Windows Server®2003 (*2) Windows Server®2008 (*3)
メモリ	Windows® Vista : 512MB 以上 (1GB 以上を推奨) Windows® 2000、XP : 128MB 以上 (256 MB 以上を推奨) Windows Server® 2003 : 256 MB 以上 (512 MB 以上を推奨) Windows Server® 2008 : 512 MB 以上 (2 GB 以上を推奨)		
CPU	Windows® Vista : 800MHz 以上 (1GHz 以上を推奨) Windows® 2000、XP : 400MHz 以上 (500 MHz 以上を推奨) Windows Server® 2003 : 550 MHz 以上 (1 GHz 以上を推奨) Windows Server® 2008 : 1GHz 以上 (2 GHz 以上を推奨)		
ディスプレイ	1024×768 (小さいフォント) 以上 (Windows® XP の場合は「標準のフォント」、Windows® Vista の場合は「標準のスケール」) 表示色 : High Color (16 ビット) 以上推奨		
HDD	60MB 以上	51MB 以上	12MB 以上
データ容量	登録数×2.0MB(*4)	-----	登録数×2.0MB(*4)
プリンタ	上記対応 OS で使用可能なページプリンタ		

※1 : Windows®95、Windows98、Windows Me、Windows NT4.0は動作対象外です。

※2 : Windows Server ®2003は、ネットワーク版のサーバとしてのみ使用可能です。

ネットワーク基本パックは、Windows Server® 2003に対応している Ver.2.2以降をご使用ください。

※3 : Windows Server ®2008は、ネットワーク版のサーバとしてのみ使用可能です。

ネットワーク基本パックは、Windows Server® 2008に対応している Ver.3.5をご使用ください。

※4 : 約1会社100資産の容量です。

4.プロダクトIDについて

プログラム(スタンドアロン版)のセットアップ(インストール)時にプロダクトIDを入力する必要があります。プロダクトIDは製品固有の24桁の数字で、同一のプロダクトIDは存在しません。1つの製品を複数のコンピュータにセットアップされた場合、2台目以降では別のプロダクトIDを入力されるまでプログラムの起動ができなくなります。プロダクトIDが記載されたラベルは、CD-ROMのケース(ライセンス商品の場合はライセンス使用許諾証またはプロダクトIDのご案内ハガキ)に貼られます。詳細は改版商品に同梱のご案内(手順書)をご参照ください。

ライセンス商品のご案内

「応援シリーズ」で、同一プログラム(スタンドアロン版)を複数本使用される場合、2本目以降のライセンス商品(及び年間プログラム保守契約)を割安価格でご用意しています。

■ライセンス商品はこんなときに最適です。

- ①企業又は会計事務所内において、複数台のパソコンで使用する場合
- ②本社以外の出先拠点(支社、営業所等)において使用する場合
- ③会計事務所において、在宅処理や外出先処理(モバイル用途)等の所外で使用する場合
- ④学校等の教育用途として使用する場合

【著作権・使用許諾契約について】プログラムを使用するには、著作権法及び使用権許諾契約により、1台のコンピュータにつき1ライセンスの使用許諾が必要です。